

新居浜工業高等専門学校特別聴講学生規則

平成17年3月9日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、新居浜工業高等専門学校学則（以下「学則」という。）第50条の2の規定に基づき、新居浜工業高等専門学校（以下「本校」という。）の特別聴講学生について必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 他の高等専門学校、短期大学並びに大学又は外国の大学（以下「他大学等」という。）の学生で、本校における授業科目を履修しようとする者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れることができる。

(入学時期)

第3条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。ただし、前条に定める協議において特段の定めがあるときは、この限りでない。

(出願手続)

第4条 特別聴講学生として入学を志願する者は、入学願書（別紙様式第1号）を所属する大学等を通じて、校長に提出しなければならない。

(入学許可)

第5条 特別聴講学生の入学の許可は、選考の上、校長が決定する。

(履修科目)

第6条 特別聴講学生の履修できる科目は、本校学生の授業に支障を来さない科目の中から、第2条に定める協議に基づき決定する。

(検定料、入学料及び授業料)

第7条 特別聴講学生の検定料及び入学料は徴収しない。

2 特別聴講学生の授業料については、当該他大学等との間で、相互に不徴収とされている場合には徴収しない。

(単位認定)

第8条 特別聴講学生の履修した科目に係る単位の認定は、本校学業成績評価等に関する規程によるものとする。

(単位修得証明書等の交付)

第9条 特別聴講学生として履修を修了した者から願い出があったときは、当該履修科目の単位修得証明書又は履修証明書を交付することができる。

(退学)

第10条 校長は、特別聴講学生が学則及び本校諸規則に違反したとき、又は疾病その他の理由により成業の見込みのないときは、当該学生に対して退学を命じることがある。

(他の規程等の準用)

第 1 1 条 学則及び本校諸規則の学生に関する規定は、特別聴講学生に準用する。

(その他)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、特別聴講学生の取り扱いについては、当該他大学等との協議により、決定するものとする。

附 則

この規則は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

特別聴講学生入学願書

平成 年 月 日

新居浜工業高等専門学校長 殿

大学等名		
学部・学科等	学部・研究科	学科・専攻
学 年	学年（学籍番号： ）	
ふりがな		
氏 名		
現 住 所		
電 話 番 号		

下記により特別聴講学生として入学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

授業科目等

開講学期	曜日・時限	授 業 科 目	単位数	担当教員
平成 年度 期	曜日 時限			
平成 年度 期	曜日 時限			
平成 年度 期	曜日 時限			
平成 年度 期	曜日 時限			
平成 年度 期	曜日 時限			